

平成 2 8 年 度
(2 0 1 6 年 度)

大学院法学研究科

履 修 要 項

桐 蔭 横 浜 大 学

目 次

Ⅱ 大学院履修要項	49
1. 法学研究科法律学専攻担当教員組織表	
(1) 修士課程	50
(2) 博士後期課程	52
2. 履修案内	53
3. 修士課程シラバス	55
4. 博士後期課程シラバス	93

II 大学院履修要項

1. 法学研究科法律学専攻担当教員組織表

(1) 修士課程

研究分野	授 業 科 目	担 当 教 員	必修 選択 自由 の別	年次及び単位数					修 専 職
				1年次		2年次		計	
				前期	後期	前期	後期		
基 礎 法 学	法情報学特講Ⅰ	笠原 毅彦 教授	選択	2		2		4	
	法情報学特講Ⅱ	笠原 毅彦 教授	選択		2		2	4	
	法学基礎理論特講	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	西洋法史特講Ⅰ	平成28年度閉講	選択	2		2		4	社・公
	西洋法史特講Ⅱ	平成28年度閉講	選択		2		2	4	社・公
	日本法史特講Ⅰ	出口 雄一 教授	選択	2		2		4	社・公
	日本法史特講Ⅱ	出口 雄一 教授	選択		2		2	4	社・公
	法社会学特講Ⅰ	河合 幹雄 教授	選択	2		2		4	社・公
	法社会学特講Ⅱ	河合 幹雄 教授	選択		2		2	4	社・公
	英米法特講Ⅰ	山口 裕博 教授	選択	2		2		4	社・公
	英米法特講Ⅱ	山口 裕博 教授	選択		2		2	4	社・公
	ドイツ法特講Ⅰ	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	ドイツ法特講Ⅱ	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
	比較法文化論特講	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
	政治学特講Ⅰ	原 千砂子 教授	選択	2		2		4	
	政治学特講Ⅱ	原 千砂子 教授	選択		2		2	4	
	ヨーロッパ政治史特講Ⅰ	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	ヨーロッパ政治史特講Ⅱ	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
	政治思想史特講Ⅰ	升 信夫 教授	選択	2		2		4	社・公
	政治思想史特講Ⅱ	升 信夫 教授	選択		2		2	4	社・公
サヴィニー研究	平成28年度閉講	選択		2		2	4		
基礎法学文献研究Ⅰ	平成28年度閉講	選択	2		2		4		
基礎法学文献研究Ⅱ	平成28年度閉講	選択		2		2	4		
実 定 法 学	憲法特講Ⅰ	森 保憲 教授	選択	2		2		4	社・公
	憲法特講Ⅱ	森 保憲 教授	選択		2		2	4	社・公
	行政法特講Ⅰ	平成28年度閉講	選択	2		2			社・公
	行政法特講Ⅱ	平成28年度閉講	選択		2		2		社・公
	国際公法特講Ⅰ	内ヶ崎善英 教授	選択	2		2		4	
	国際公法特講Ⅱ	内ヶ崎善英 教授	選択		2		2	4	
	外交史特講Ⅰ	ペマ・ギェルボ 教授	選択	2		2		4	
	外交史特講Ⅱ	ペマ・ギェルボ 教授	選択		2		2	4	
	統治構造論特講Ⅰ	平成28年度閉講	選択	2		2		4	社・公
	統治構造論特講Ⅱ	平成28年度閉講	選択		2		2	4	社・公

研究分野	授 業 科 目	担 当 教 員	必修 選択 自由 の別	年 次 及 び 単 位 数					教職専修免許
				1 年 次		2 年 次		計	
				前 期	後 期	前 期	後 期		
実 定 法 学	租 税 法 特 講 I	西本 靖宏 講 師	選択	2		2		4	社・公
	租 税 法 特 講 II	西本 靖宏 講 師	選択		2		2	4	社・公
	経 済 法 特 講 I	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	経 済 法 特 講 II	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
	刑 法 特 講 I	赤松 幸夫 講 師	選択	2		2		4	社・公
		谷脇 真渡 准教授		2		2			
	刑 法 特 講 II	赤松 幸夫 講 師	選択		2		2	4	社・公
		谷脇 真渡 准教授			2		2		
	刑 事 訴 訟 法 特 講 I	宮島 里史 教 授	選択	2		2		4	社・公
		麻妻 和人 准教授		2		2			
	刑 事 訴 訟 法 特 講 II	宮島 里史 教 授	選択		2		2	4	社・公
		麻妻 和人 准教授			2		2		
	刑 事 政 策 特 講 I	竹村 典良 教 授	選択	2		2		4	社・公
	刑 事 政 策 特 講 II	竹村 典良 教 授	選択		2		2	4	社・公
	民 法 特 講 I	小島奈津子 准教授	選択	2		2		4	社・公
	民 法 特 講 II	小島奈津子 准教授	選択		2		2	4	社・公
	商 法 特 講 I	竹内 明世 教 授	選択	2		2		4	社・公
	商 法 特 講 II	竹内 明世 教 授	選択		2		2	4	社・公
	裁 判 法 特 講 I	平成28年度閉講	選択	2		2		4	社・公
	裁 判 法 特 講 II	平成28年度閉講	選択		2		2	4	社・公
	民 事 訴 訟 法 特 講 I	小林 学 教 授	選択	2		2		4	
	民 事 訴 訟 法 特 講 II	小林 学 教 授	選択		2		2	4	
	民 事 執 行 保 全 法 特 講 I	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	民 事 執 行 保 全 法 特 講 II	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
	労 働 法 特 講 I	勝亦 啓文 准教授	選択	2		2		4	
	労 働 法 特 講 II	勝亦 啓文 准教授	選択		2		2	4	
	登 記 実 務 I	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	登 記 実 務 II	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
	司 法 書 士 の 法 実 務 I	平成28年度閉講	選択	2		2		4	
	司 法 書 士 の 法 実 務 II	平成28年度閉講	選択		2		2	4	
国 際 私 法 特 講 I	平成28年度閉講	選択	2		2		4	社・公	
国 際 私 法 特 講 II	平成28年度閉講	選択		2		2	4	社・公	

(2) 博士後期課程

授業科目	担当教員	必修 選択 自由 の別	年次及び単位数						
			1年次		2年次		3年次		計
			・	・	・	・	・	・	
研究指導Ⅰ	内ヶ崎善英 教授	必修	2		2		2		6
	大澤 恒夫 教授		2		2		2		
	河合 幹雄 教授		2		2		2		
	小林 学 教授		2		2		2		
	竹内 明世 教授		2		2		2		
	竹村 典良 教授		2		2		2		
	出口 雄一 教授		2		2		2		
	中島 肇 教授		2		2		2		
	原 千砂子 教授		2		2		2		
	ペマ・キヤルホ 教授		2		2		2		
	升 信夫 教授		2		2		2		
	宮島 里史 教授		2		2		2		
	森 保憲 教授		2		2		2		
	山口 裕博 教授		2		2		2		
研究指導Ⅱ	内ヶ崎善英 教授	必修		2		2		2	6
	大澤 恒夫 教授			2		2		2	
	河合 幹雄 教授			2		2		2	
	小林 学 教授			2		2		2	
	竹内 明世 教授			2		2		2	
	竹村 典良 教授			2		2		2	
	出口 雄一 教授			2		2		2	
	中島 肇 教授			2		2		2	
	原 千砂子 教授			2		2		2	
	ペマ・キヤルホ 教授			2		2		2	
	升 信夫 教授			2		2		2	
	宮島 里史 教授			2		2		2	
	森 保憲 教授			2		2		2	
	山口 裕博 教授			2		2		2	

2. 履修案内

(1)履修申告について

授業を受けるためには、定められた期間内に学務部で履修手続きをしなければなりません。履修申告されていない授業科目は、たとえ授業に出席しても、試験を受けることはできず、単位も認定されません。

病気その他やむを得ない事情により、定められた期間内に手続きができない場合は、手続期限前に学務部に連絡して下さい。事前の連絡がなく提出期限が過ぎた履修申告書は、一切受け取りません。

履修申告書は、各学期の履修申告期間に指導教員の確認印を得てから学務部へ提出して下さい。

※博士後期課程は、履修申告の手続は必要ありません。

(2)教職課程について

教職専修免許の取得を希望する場合は、学部で取得している免許の種類に応じて、対象科目の中から24単位以上を修得しなければなりません。対象科目は、別表担当教員組織表の教職専修免許欄の略字で示してあり、次のとおりです。

法律学専攻

社：社会専修免許対象科目

公：公民専修免許対象科目

(3)成績評価について

①修士課程

A、B、C、Dによる評価

- 申告された授業科目の履修成績は、各担当教員による成績評価の方法と基準によって合格か不合格かが認定されます。成績の採点は、100点満点で行われ、60点以上を合格とし、その授業科目の単位が与えられます。

成績評価の表示はA、B、C、Dによって行われ、その点数区分は以下のとおりです。

A：80点以上100点

B：70点以上80点未満

C：60点以上70点未満

D：60点未満（不合格）

- 成績は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

②博士後期課程

合否による評価

- 授業科目の履修成績は、各担当教員による成績評価の方法と基準によって合格か不合格かが認定されます。

成績評価の表示は以下のとおりです。

合：合格

不：不合格

- 成績は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

(4)休講、授業連絡、事務連絡等について

休講、補講、集中講義、あるいは試験日程など授業に関連した一般的な連絡、または、特定の学生に対する呼出し・連絡などは、すべて掲示板を通じて行われます。掲示内容に疑問があれば、ただちに学務部の窓口もしくは担当教員に連絡をしてください。

*本学のホームページでも休講・補講情報が閲覧できます。

パソコン <https://syllabus.toin.ac.jp/syllabus/>

呼出しや授業連絡、学位論文などについては掲示板でしか知ることのできない内容も多いので、必ず掲示板を見るようにしてください。

◎法学研究科掲示板は、法学部棟（J棟）1階に設置しています。

3. 修士課程シラバス

科目名	法情報学特講 I (Special Lecture of Law Information I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 笠原毅彦			
<p>本科目のねらい</p> <p>情報革命による情報化社会の成立は、社会にさまざまな変革をもたらしている。これらの変革は、当然、法制度に大きな影響を与えているが、最新の問題点を追うことにより、法制度上の問題点を明らかにする。</p>				
<p>教科書</p> <p>特に指定しない</p>				
<p>参考文献</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>レポート及び、オフライン・オンラインでの会議室での議論</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>月二回開かれる研究会に参加し、最先端の議論に参加すること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>最先端の議論に参加して貰うため、時間割上の講義より研究会の参加を重視する。講義時間帯は、学部の法情報学 I・II、電子商取引法を履修していない学生に、その内容を講じる。</p> <p>【第1回】イントロダクション サイバーキャンパス・サイバーコート・e-ファイリング 情報化社会が教育・司法に与える影響 — 教育・司法の IT 化の現状と可能性 (以下、詳細については、各サイトを照会) http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-13.html</p> <p>【第2回】ネットワークの基礎知識 インターネットの成立と歴史 ネットワークの基礎知識を、インターネットを中心に理解する。 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/hojoho/3-1.htm http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/netuser/internet2.html</p> <p>【第3回】ネット上の法情報検索 伝統的な書誌情報による法情報検索方法を知った上で、法律、判例に関するネット上のデータ検索の基礎知識を身につける。 http://www.tkc.co.jp/</p> <p>【第4回】 情報化社会の位置付け アルビン・トフラーの第三の波をテーマに、情報文明を位置づける。 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-1.htm http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-1-2.htm</p> <p>【第5回】 情報化社会の特色 情報革命の社会に対する影響と情報化社会の意義 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-2.htm</p> <p>【第6回】 初期の法律問題 1 インターネット上の有害情報 (内容) ネットワークポルノ http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/netuser/muho.html</p> <p>【第7回】 初期の法律問題 2 インターネット上の有害情報 (表現) ネットワーク上の名誉毀損 プロバイダ概念の再考とその民事責任・プロバイダ責任制限法 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/netuser/muho.html http://www.ilc.gr.jp/journal/990807_1.htm</p>				

科目名	法情報学特講Ⅱ (Special Lecture of Law Information Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 笠原毅彦			
本科目のねらい	<p>情報化社会の進展に伴って生じた法制度上の問題点が、どのように解決されているか、また、未解決の問題がどのように解決されるべきかを考察する。</p>			
教科書	特に指定しない			
参考文献				
成績評価の方法と基準 (必須項目)	レポート及び、オフライン・オンラインでの会議室での議論			
履修条件 (学生への要望)	月二度、東京で開かれる研究会に参加でき、最先端の議論に参加することができること。			
授業計画	<p>最先端の議論に参加して貰うため、講義より、上記履修条件掲載の研究会の参加を重視する。講義時間帯は、桐蔭の法情報学Ⅰ・Ⅱ、電子商取引法を履修していない内外の学生に、その内容を講じる。</p> <p>【第8回】情報化社会と民事法 情報化社会が民法・商法に与える影響 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-10.htm http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-6.htm http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-7.htm</p> <p>【第9回】電子署名・電子認証・公証制度 本人認証と情報の改ざん防止の手段としての暗号技術とその応用である電子署名、電子認証・公証制度 http://www.ryukyuu.ne.jp/~sheemer/pgp/PGPEXSP.HTML http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-8.htm</p> <p>【第10回】情報公開法・個人情報保護法 情報公開法の比較法的考察と、対になる個人情報保護法 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-12.htm http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-12-20.htm</p> <p>【第11回】電子商取引1 電子商取引の実体と法制度 (BtoC：消費者保護法制) http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-11.htm</p> <p>【第12回】電子商取引2 電子商取引の実態と法制度 (BtoB：電子データ交換・電子貿易管理, BtoG・CtoG：電子申告・電子入札) http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-11.htm</p> <p>【第13回】文書の電子化 電子記録債権制度を中心とした法律文書の電子化に関する法制 http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/housei/16620070627102.htm</p> <p>【第14回】情報化社会と刑事法 欧州サイバー犯罪条約と日本法への影響 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/CCC.html http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16305022.htm</p> <p>【第15回】情報化社会と知的財産権 情報化社会が知的財産制度に与えた衝撃と問題点 http://www.cc.toin.ac.jp/sc/Kasahara/cogy/johoho/4-11.htm</p>			

科目名	日本法史特講 I (Some Topics in the Japanese Legal History)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 出口 雄一			
<p>本科目のねらい</p> <p>近年、日本近現代史について、新たな分析視角を導入した意欲的な通史が積極的に編まれている。この特講では、これらの通史のうち一つを選んで精読し、そこに現れる法的問題について発見、検討する事を目的とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>『シリーズ日本近現代史1～10』（岩波新書、2006～2010年）</p>				
<p>参考文献</p> <p>講義中で指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>参加姿勢により評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>歴史に強い関心のある学生の履修を希望する。なお、演習に臨むにあたっては、履修者には事前に自分の問題意識を確認し、演習後に関連文献を参照してその課題を深化させることを求める。</p>				
<p>授業計画</p> <p>冒頭の1～2回を使って問題意識の確認を行い、その後、教科書に指定した『シリーズ日本近現代史』の任意の巻を取り上げて、履修者による報告及び討論を行う。担当となった者は、テキストを精読の上レジュメを作成し、特講に臨んでもらうこととなる。</p>				

科目名	日本法史特講Ⅱ (Some Topics in the Japanese Legal History)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 出口 雄一			
<p>本科目のねらい</p> <p>近年、日本近代法史について、新たな分析視角を導入した意欲的な著作が出版されるようになってきている。この特講では、これらのうち一つを選んで精読し、そこに現れる法的問題について発見、検討する事を目的とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』（慶應義塾大学法学研究会、2012年）</p>				
<p>参考文献</p> <p>講義中で指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>参加姿勢により評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>歴史に強い関心のある学生の履修を希望する。なお、演習に臨むにあたっては、履修者には事前に自分の問題意識を確認し、演習後に関連文献を参照してその課題を深化させることを求める。</p>				
<p>授業計画</p> <p>冒頭の1～2回を使って問題意識の確認を行い、その後、教科書に指定した書籍の任意の章を取り上げて、履修者による報告及び討論を行う。担当となった者は、テキストを精読の上レジュメを作成し、特講に臨んでもらうこととなる。</p>				

科目名	法社会学特講 I (Special lecture of law sociology I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法律学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	教授 河合幹雄			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本の刑事司法の実態を中心に学習する。ただし、受講生の興味に応じて、その関連領域における司法の役割や、社会状況の変化などの研究も対象とする。たとえば、インターネット関連、行政などの領域である。</p>				
<p>教科書</p> <p>指定なし。</p>				
<p>参考文献</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席して一回報告すること。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p> <p>毎年、第一回に受講生が集まった段階で、授業計画を練る。</p>				

科目名	法社会学特講Ⅱ (Special lecture of law sociology Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 河合幹雄			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本の刑事司法の実態を中心に学習する。ただし、受講生の興味に応じて、その関連領域における司法の役割や、社会状況の変化などの研究も対象とする。たとえば、インターネット関連、行政などの領域である。</p>				
<p>教科書</p> <p>指定なし。</p>				
<p>参考文献</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席して一回報告すること。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p> <p>毎年、第一回に受講生が集まった段階で、授業計画を練る。</p>				

科目名	英米法特講 I (Study of Anglo-American Law I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 山口裕博			
<p>本科目のねらい</p> <p>比較法的に見て英米法は、歴史的伝統、法的思考方法、法制度および法源などにおいて、大陸法とは際違った相違点を有するものと考えられているが、その中でも、英米法の源流をなす一方で、ヨーロッパ法への道を絶えず視野に入れざるを得ないイングランド法と、巨大な法の実験場の様相を呈しているアメリカ法との間には重要な差異が見られる。こうした状況を前提にして、英米法の発展過程とその特質を考察することを通じて、大陸法系に属する日本法の展開に英米法がいかなる関係を有するのかについての考察を深めていく。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：入門アメリカ法 (第3版) 著者：丸山英二 出版社：弘文堂 (2013年)</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：判例の権威：イギリス判例法理論の研究 著者：新井正男 出版社：中央大学出版部 (1987年)</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への取り組み(20%)と期末に提出して貰うレポート(80%)により総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>学部の際に英米法の講義を受けたことがなくて英米法の基礎知識を有していなくても、積極的に挑戦して下さい。</p>				
<p>授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 英米法の特徴(1) 第3回 英米法の特徴(2) 第4回 英米法の特徴(3) 第5回 コモンローとエクイティ(1) 第6回 コモンローとエクイティ(2) 第7回 先例拘束性理論(1) 第8回 先例拘束性理論(2) 第9回 ヨーロッパ法とイングランド法 第10回 アメリカ法とイングランド法 第11回 アメリカ法の特徴(1) 法源論 第12回 アメリカ法の特徴(2) 連邦制 第13回 アメリカ法の特徴(3) 陪審制度、司法制度 第14回 英米法と日本法 第15回 まとめ</p>				

科目名	英米法特講Ⅱ (Study of Anglo-American Law Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 山口裕博			
<p>本科目のねらい</p> <p>英米法特講Ⅰでの教授内容を前提にして、英米における契約法、不法行為法、不当利得法、信託法という私法分野における英米法の特色を、具体的に理解することを目的とする。本年度は特に、ヨーロッパ民法への展開に伴うイングランド法の現状と変容の方向性を探るため、大陸法系の法制度とは大きく異なるイングランド契約法の基本原理を検討するとともに、法系を越えたグローバルな動きの中で、日本の民法領域の法改革・法解釈レベルにおける英米法からの影響についても考察の対象とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：“England and the Continent-Distinguishing the Peculiarities of the English Common Law of Contract” 著者：Eugen Bucher 出版社：Dike Law Books (2009年)</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：『入門アメリカ法 (第2版)』 著者：丸山英二 出版社：弘文堂 (2008年) 書名：『英米契約法 (新版)』 著者：田中和夫 出版社：有斐閣 (1965年) 書名：『民法改正とアメリカ契約法』 著者：瀬々 敦子 出版社：晃洋書房 (2012年)</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への取り組み(20%)と期末に提出して貰うレポート(80%)により総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>テキストは、平易な英文で記述された50頁弱のもので、英語に苦手意識を持っている人でも何とか読みこなすことが可能と思われます。 積極的に参加して下さい。</p>				
<p>授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 イングランド契約法概観 第3回 イングランド契約法理論の展開 第4回 イングランド契約法におけるフラストレーション法理 第5回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(1)―歴史的展開その1 第6回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(2)―歴史的展開その2 第7回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(3)―手続き法的淵源その1 第8回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(4)―手続き法的淵源その1 第9回 イングランド契約法がコントラクトに基づかない約束に焦点を当てることについて 第10回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(5)―二つの約束を結合する機能 第11回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(6)―機能の拡大 第12回 イングランド契約法におけるコンシダレーション法理(7)―まとめ 第13回 イングランド契約法とアメリカ契約法 第14回 民法改正とアメリカ契約法 第15回 まとめ</p>				

科目名	政治学特講 I (Issues in Political Science I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	教授 原千砂子			
<p>本科目のねらい</p> <p>近代法・近代社会の批判的検討を通じて、新しい社会と法を展望する。</p>				
<p>教科書</p> <p>若林翼『フェミニストの法』(勁草書房、2008年)</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業内で指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業における報告及び討議への参加態度</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>日本語文献を自由に読みこなし、日本語での議論に参加することのできる日本語力が必要。</p>				
<p>授業計画</p> <p>フェミニストの法理論と法実践について学び、検討する。 毎回、報告者を指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フェミニズムにおける主体と法：リベラル・フェミニズムとラディカル・フェミニズム 2 【フェミニストの法実践 1】 構造的差別としてのセクシュアル・ハラスメント 3 【フェミニストの法実践 2】 ポルノグラフィー：言葉と差別 				

科目名	政治学特講Ⅱ (Issues in Political Science Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 原千砂子			
<p>本科目のねらい</p> <p>政治学特講Ⅰにおける学修を基礎として、社会の紐帯について考える。</p>				
<p>教科書</p> <p>若林翼『フェミニストの法』(勁草書房、2008年)</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業内で指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業における報告及び討議への参加態度</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>日本語文献を自由に読みこなし、日本語での議論に参加することのできる日本語力が必要。</p>				
<p>授業計画</p> <p>前期に続いてフェミニストの法理論と法実践について学び、検討する。 毎回、報告者を指名する。</p> <p>4 リベラルな国家と法</p> <p>5 フェミニスト法実践の方向性</p>				

科目名	政治思想史特講 I (History of Political Ideas I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 升 信夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>今期は以下の二つをテーマとして考えている。どちらのテーマを扱うのかについては、履修者と相談して決めたい。</p> <p>1) グローバル化について</p> <p>2) ドイツ <i>Bildung</i> 思想と明治期修養思想</p>				
<p>教科書</p> <p>Manfred B. Steger, <i>Globalization</i>, Oxford, 2013 (抜粋を配布)</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指摘する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席と報告を総合的に判断する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>1)については主として英語文献の輪読となる。</p> <p>2)の場合は、可能であれば、若干のドイツ語文献も参照する。</p>				
<p>授業計画</p> <p>どちらのテーマを扱うのかによって、扱う事柄はもちろん変動する。ただ何れの場合も、幾つかのテキストを輪読し、議論するという形態となる。</p> <p>1) グローバル化について 以下をテキストとして輪読する。 Manfred B. Steger, <i>Globalization</i>, Oxford, 2013 グローバル化には幾つかの側面があるか、その中では、経済、政治、文化の相互関連性に特に注目して議論して行きたい。</p> <p>2) ドイツ <i>Bildung</i> 思想と明治期修養思想 まず <i>Bildung</i> 概念の変遷について、ドイツ語テキストで確認する。 Ernst Lichtenstein, <i>Zur Entwicklung des Bildungsbegriffs</i>, 1966 これにあわせてフンボルトの思想についても確認する。 引き続き、明治期の修養思想について、典型的なものを見て行く。</p>				

科目名	政治思想史特講Ⅱ (History of Political Ideas Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 升 信夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>原則として、前期に扱ったテーマを継続して学習する。</p>				
<p>教科書</p> <p>適宜指摘する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席と報告を総合的に判断する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p> <p>どちらのテーマを扱うのかによって、扱う事柄はもちろん変動する。ただ何れの場合も、幾つかのテキストを輪読し、議論するという形態となる。</p> <p>1) グローバル化について 前期では、グローバル化について一般的な捉え方を検討した。それを踏まえ、後期には個別のテーマを掘り下げて行く。特に、TPP 等に典型的に現れている経済連携が、国家の主権性にどのような影響を及ぼすのかを議論してみたい。</p> <p>2) ドイツ Bildung 思想と明治期修養思想 前期の内容の進捗の度合いにより、後期の内容を決めることとする。期待以上に進んだ場合は、以下の内容を想定する。</p> <p>① Bildung と Culture との違い。・・・ドイツのビルドゥング思想と、イギリスの culture との違いについて検討する。</p> <p>② 「修養」と「教養」の異同・・・日本では大正期から「修養」に「教養」が徐々に代位して行く傾向があるが、この流れについて点検する。</p>				

科目名	憲法特講 I (Special Lecture of Constitution I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 森 保憲			
本科目のねらい				
<p>本講では、憲法総論を扱う。</p> <p>憲法は実定法の一分野であるが、他の法分野にはない特殊性をもっている。この講義は、この憲法の特殊性および国家の法体系全体の中で憲法が果たしている役割を理解することをねらいとする。具体的には、「憲法とは何か？」を理解することからはじめ、憲法を支配している基本的な諸原理をとりあげ、それらについての理解を深めることを目標として授業を進めていく。</p>				
教科書				
受講者と相談のうえ決定する				
参考文献				
授業中にその都度指示する				
成績評価の方法と基準（必須項目）				
授業への参加の積極性等、平常点で評価する。なお、初回の授業に出席しなかった者は履修を認めない。履修登録しても不合格とするので注意すること。				
履修条件（学生への要望）				
「憲法特講Ⅱ」とセットで受講すること。				
授業計画				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法の概念 2. 国家と主権 3. 基本権の保障を支配する諸原理 4. 統治機構を支配する諸原理 5. 諸外国の憲法と日本国憲法の比較 				

科目名	憲法特講Ⅱ (Special Lecture of Constitution Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 森 保憲			
<p>本科目のねらい</p> <p>本講では、憲法各論を扱う。</p> <p>この講義は、「憲法特講Ⅰ」での憲法を支配する諸原理の理解を踏まえて、これらの諸原理が現実の憲法解釈論にどのように反映されているかを理解することをねらいとする。具体的には、憲法の重要判例をいくつかとりあげ、その中で展開されている理論およびその背景にある基本原理の理解を精査しながら授業を進めていく。</p>				
<p>教科書</p> <p>受講者と相談のうえ決定する</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業中にその都度指示する</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>授業への参加の積極性等、平常点で評価する。なお、初回の授業に出席しなかった者は履修を認めない。履修登録しても不合格とするので注意すること。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>「憲法特講Ⅰ」とセットで受講すること。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本権に関する判例研究 2. 統治機構に関する判例研究 3. 諸外国の憲法判例とわが国の憲法判例の比較研究 				

科目名	国際公法特講 I (Specialized Lecture of International Public Law I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 内ヶ崎善英			
本科目のねらい				
<p>国際の平和維持と安全保障にかかわる国際社会のこれまでの構造、条約化されてきたシステムおよびその背後にある思想を中心的な問題として取り上げる。現行の国際連合憲章に規定された安全保障システムを理解するため、ハーグ平和会議での諸条約、国際連盟規約に規定されたシステムに総括的な考察を加え、現行システムと比較することによって国際的安全保障システムの持つ正負の側面、問題などを理解することを目標とする。</p>				
教科書 随時、指示する。				
参考文献				
成績評価の方法と基準（必須項目）				
口頭での報告と授業貢献度により評価する。				
履修条件（学生への要望）				
英語文献を用いるので、しっかりと予習すること。				
授業計画				
第1週—第3週 国際連盟規約 第4週—第5週 不戦条約 第6週—第7週 「平和」の概念 第8週—第10週 国連憲章 第11週—第13週 P K O 第14週—第15週 M N F のコントロール				

科目名	国際公法特講Ⅱ (Specialized Lecture of International Public Law Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 内ヶ崎善英			
<p>本科目のねらい</p> <p>地球的規模で提示される諸問題を念頭に、生起しつつある法規範を研究対象として取り上げる。この際に、法源論の現代的発展について理論的分析を行い、条約上の諸規則と新慣習国際法規の成立を確認し、これら新たな法規の現代国際法体系への位置づけを、原則、規則、制度との体系的調和を考慮しながら、模索し、検討することを目標とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>随時、指示する。</p>				
<p>参考文献</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>口頭での報告と授業への貢献度で評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p>				
<p>授業計画</p> <p>第1週—第3週 地球的諸問題 第4週—第8週 国際組織内部法 第9週—第10週 京都議定書 第11週—第13週 法源論 第14週—第15週 法の階層</p>				

科目名	外交史特講 I (Diplomatic History I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 ペマギヤルボ			
<p>本科目のねらい</p> <p>当講座では戦後アジアの外交史をテーマの中心とし、特に1955年の通称バンドン会議（第1回アジア・アフリカ会議）を境に展開したアジアの冷戦時代の激動の外交の進過を見つめる。当時この会議で大きな役割を果たしたインドのネルと中国の周恩来両首相の言動を細かく研究することで、両国の半世紀の関係を見直すと同時に、それに絡む日本を始めとするアジアの国々との関わりを浮き彫りにすることを目指す。</p>				
<p>教科書</p> <p>ネルと周恩来の伝記を学生の能力に応じて英文で解釈（後日提示）</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：バンドン会議と日本の復帰 著者：宮城大蔵 出版社：草思社</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>最低一冊の本を読みそれをまとめて感想を書くことがレポートの代わりになります。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>自ら勉強する姿勢に持ち主を歓迎します。アジアの未来を仲間たちと考える若者をまっています。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. バンドン会議の背景 2. ネールの夢 3. 周恩来の夢 4. 両氏の思惑と大国の影 5. 日本の関わり方 6. バンドン会議から非同盟諸国へ 				

科目名	外交史特講Ⅱ (Diplomatic History Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 ペマ・ギャルボ			
<p>本科目のねらい</p> <p>中印両アジアの大国のはざまに揺れたチベット外交史を一例として、戦後新たに誕生した国々並びに独立を失った国々の外交を研究する。特に西洋植民地支配の後遺症としてのアジアの諸問題、インドシナ半島の混迷とカシミール問題などにも言及しながら、シムラ条約を通じて、英国のとった戦略的アジア外交の功罪を問う。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：チベット入門 著者：ペマ・ギャルボ 出版社：日中出版</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：清帝国とチベット問題 著者：平野 聡 出版社：名古屋大学出版</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>前期までに修論の下書きを書き提出してもらいます。後期は修論を完成し提出することで総合的に評価します。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>自ら勉強し、封建氏、新しい分野にチャレンジするたくましい精神の持ち主、仲間たちと夢を語らえる人歓迎します。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. シムラ条約と英・印・清の外交手腕 2. チベットの限界 3. 清朝の限界 4. 英国の思惑 5. 新興勢力としてのツアーリスト、ロシアと日本の思惑 6. 日本の敗戦とアジアへの影響 				

科目名	租税法特講 I (Tax Law, Special Study I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	非常勤講師 西本靖宏			
本科目のねらい				
<p>租税法の基本原則および所得税の原理と構造について、基本的文献や重要判例の分析ないし考察を通じて、それらに対する基本的な考え方を学修すると共に、具体的な解釈・適用上の諸問題を検討することを目標とする。</p>				
教科書				
<p>書名：租税法（第 21 版） 著者：金子宏 出版社：弘文堂</p>				
参考文献				
<p>書名：租税判例百選（第 5 版） 著者：水野忠恒・中里実・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘（編） 出版社：有斐閣</p>				
成績評価の方法と基準（必須項目）				
<p>授業における報告と平常点を総合して評価する。</p>				
履修条件（学生への要望）				
<p>学部において租税法関連の科目を履修済みであること、もしくは、それと同等の租税法に関する知識を有していること。</p>				
授業計画				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 租税法の基本原則 2. 租税法の法源と効力 3. 租税法の解釈と適用 4. 所得税 				

科目名	租税法特講Ⅱ (Tax Law, Special Study Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	非常勤講師 西本靖宏			
<p>本科目のねらい</p> <p>租税法の基本原則および所得税の基本的な理解を前提として、法人税、贈与税・相続税、固定資産税、消費税、租税の諸手続（賦課、徴収、争訟、処罰）の原理と構造について、基本的文献や重要判例の分析ないし考察を通じて、それらに対する基本的な考え方を学修すると共に、具体的な解釈・適用上の諸問題を検討することを目標とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：租税法（第21版） 著者：金子宏 出版社：弘文堂</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：租税判例百選（第5版） 著者：水野忠恒・中里実・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘（編） 出版社：有斐閣</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>授業における報告と平常点を総合して評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>学部において租税法関連の科目を履修済みであること、もしくは、それと同等の租税法に関する知識を有していること。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人税 2. 贈与税・相続税 3. 固定資産税 4. 消費税 5. 租税賦課・徴収手続 6. 租税争訟法、租税処罰法 				

科目名	刑法特講 I (Criminal Law, Special Study I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法律学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	非常勤講師 赤松幸夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>近代市民社会は、その歴史的所産として、人権保障のために種々の司法上の原則を生み出した。その一つが罪刑法定主義という基本原則であるが、その具体化としての刑法上の各種犯罪の構成要件を実際の事件（事実）に適用するに当たっては、多くの問題が存在する。特に昨今の企業活動あるいは経済活動に伴う犯罪類型、その意味での経済事犯としての詐欺罪・業務上横領罪・背任罪については、時に、種々の意味で、上記適用上の諸問題が発生・露呈することになる。そこで、それらの諸問題を、その種事件の実例をもとにして（一主として東京地検特捜部の捜査・起訴にかかる具体的な事犯を例とする）、犯罪捜査・刑事裁判の各段階ごとに手続法（刑事訴訟法）との関連も含めて分析・検討する。また、刑事司法は国を全体として見た場合のコンプライアンスと言えるが、経済事犯については、企業・官庁等の各組織のコンプライアンス問題とも共通・関連するところがあることから、コンプライアンス調査の実例をもとにして、その点も視野に入れることとする。</p>				
<p>教科書</p> <p>指定せず。</p>				
<p>参考文献</p> <p>教授の過程において、適宜、紹介する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>講義の中での発言・意見発表における関心の程度、独自性等を総合考慮し、その結果を基準として評価を決める。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>自己の日頃の意見・認識あるいは経験を基にしての自由活発な発言・意見発表を望む。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 罰刑法定主義等の刑事司法上の各基本原則について 2. 以上のことと犯罪捜査(経済事犯中心)の実像との関係 3. 同じく刑事裁判(前同)の実像との関係 4. 先の東京地検特捜部の不祥事の原因・背景 5. 近時の刑事司法改革(裁判員制度等)の現状と問題点 6. 以上の諸点と各組織(企業・官庁)のコンプライアンスとの関係 				

科目名	刑法特講 I (Criminal Law, Special Study I)			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	准教授 谷脇真渡			
<p>本科目のねらい</p> <p>わが国の刑法学は、周知のように、明治以降ドイツ刑法学の影響を強く受けて、これまで発展してきた（たとえば、構成要件該当性・違法性・有責性という犯罪論体系もすぐれてドイツ的な体系といえよう）。もとより、現在のドイツ刑法典とわが国の刑法典では、条文の文言等が同一ではない以上、条文解釈や議論の前提が必ずしも同じとはいえない問題も少なくない。しかし、条文の文言や社会的・文化的背景など議論の前提が異なる場合でも、長い歴史と豊富な議論の蓄積のあるドイツ刑法学を参考にすべき点はなお少なくないように思われる。そこで、この授業では、とくにわが国の議論状況において錯綜・混沌としているテーマや、新たな解決の可能性が模索されている（模索されるべき）テーマについて、わが国の現在の議論状況について十分に整理・検討した上で、それに関連するドイツの文献を読みながら、それとの比較において、わが国の解釈論を再検討していきたい。</p> <p>なお、刑法特講は、前期および後期にⅠ・Ⅱとひき続いて行うことになるので、内容的にも前期と後期とを一体的なものとして行う予定である。</p>				
<p>教科書</p> <p>とくに指定しない。適宜コピー等を配布する。</p>				
<p>参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Hans-Heinrich Jescheck / Thomas Weigend ,Lehrbuch des Strafrechts,Allgemeiner Teil,Aufl. (Duncker&Humblot) ・ Claus Roxin,Strafrecht,Allgemeiner Teil,Band I ,4.Aufl.,Band II . (C.H.Beck) ・ Theodor Lenckner / Albin Eser / Walter Stree ,Shnöke/Shröder, Strafgesetzbuch, Kommentar,28.Aufl.(C.H.Beck) 				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>報告・出席状況・授業に取り組む姿勢などの平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>受身の姿勢ではなく、意欲的に演習に参加することを望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>履修者の修士論文のテーマなどを考慮し(それと少なくとも広い意味では関連するように配慮し)た上で、刑法上のテーマに関して、わが国の現在の議論状況を十分に整理・検討し、それに関連するドイツの文献を読みすすめていく。テーマの例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法の解釈（罪刑法定主義とその個別問題） ・ 因果関係（ないしは客観的帰属） ・ 不作為犯にかかわる諸問題（作為義務の根拠、不作為犯と共犯など） ・ 違法と責任 ・ 共犯論（正犯と共犯、共同正犯の諸問題、共犯からの離脱など） ・ 生命倫理と刑事法の介入（人工生殖医療・堕胎・安楽死・延命治療の中止など） ・ 経済刑法と刑事規制 ・ 社会奉仕命令・改善保安処分などを含む制裁システムのあり方 など。 				

科目名	刑法特講Ⅱ (Criminal Law, Special Study Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	非常勤講師 赤松幸夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>基本的には、刑法特講Ⅰと一体かつ連続した内容であるが、経済事犯を中心とした実例の分析・検討を深化させる。具体的には、「事件」が「犯罪」として確定する過程は、当該「事件」に対する刑法総論・各論の関係条項の適用を手続法に従って具体化してゆく過程ともいえるわけであるが、その過程は、検察官・弁護士・裁判官、そして被疑者（被告人）・被害者等の関係・関与する極めて有機的あるいは人的営為の連続である。ついては、罰刑法定主義等の刑事司法上の各原則の現状における問題点を、上記過程との関連において、より深く分析・検討する。</p> <p>また、以上との関連で、各企業・官庁等の組織のコンプライアンス問題との関連をも検討する。</p>				
<p>教科書</p> <p>指定せず。</p>				
<p>参考文献</p> <p>教授の過程において、適宜、紹介する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>講義の中での発言・意見発表における関心の程度、独自性等を総合考慮し、その結果を基準として評価を決める。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>自己の日頃の意見・認識あるいは経験を基にしたの自由活発な発言・意見発表を望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>刑法特講Ⅰと連続したものとする。</p>				

科目名	刑法特講Ⅱ (Criminal Law, Special Study Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	准教授 谷脇真渡			
<p>本科目のねらい</p> <p>わが国の刑法学は、周知のように、明治以降ドイツ刑法学の影響を強く受けて、これまで発展してきた（たとえば、構成要件該当性・違法性・有責性という犯罪論体系もすぐれてドイツ的な体系といえよう）。もとより、現在のドイツ刑法典とわが国の刑法典では、条文の文言等が同一ではない以上、条文解釈や議論の前提が必ずしも同じとはいえない問題も少なくない。しかし、条文の文言や社会的・文化的背景など議論の前提が異なる場合でも、長い歴史と豊富な議論の蓄積のあるドイツ刑法学を参考にすべき点はなお少なくないと思われる。そこで、この授業では、とくにわが国の議論状況において錯綜・混沌としているテーマや、新たな解決の可能性が模索されている（模索されるべき）テーマについて、わが国の現在の議論状況について十分に整理・検討した上で、それに関連するドイツの文献を読みながら、それとの比較において、わが国の解釈論を再検討していきたい。</p> <p>なお、刑法特講は、前期および後期にⅠ・Ⅱとひき続いて行うことになるので、内容的にも前期と後期とを一体的なものとして行う予定である。</p>				
<p>教科書</p> <p>とくに指定しない。適宜コピー等を配布する。</p>				
<p>参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Hans-Heinrich Jescheck / Thomas Weigend ,Lehrbuch des Strafrechts,Allgemeiner Teil,Aufl. (Duncker&Humblot) ・ Claus Roxin,Strafrecht,Allgemeiner Teil,Band I ,4.Aufl.,Band II . (C.H.Beck) ・ Theodor Lenckner / Albin Eser / Walter Stree ,Shnöke/Shröder, Strafgesetzbuch, Kommentar,28.Aufl.(C.H.Beck) 				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>報告・出席状況・授業に取り組む姿勢などの平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>受身の姿勢ではなく、意欲的に演習に参加することを望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>履修者の修士論文のテーマなどを考慮し(それと少なくとも広い意味では関連するように配慮し)た上で、刑法上のテーマに関して、わが国の現在の議論状況を十分に整理・検討し、それに関連するドイツの文献を読みすすめていく。テーマの例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法の解釈（罪刑法定主義とその個別問題） ・ 因果関係（ないしは客観的帰属） ・ 不作為犯にかかわる諸問題（作為義務の根拠、不作為犯と共犯など） ・ 違法と責任 ・ 共犯論（正犯と共犯、共同正犯の諸問題、共犯からの離脱など） ・ 生命倫理と刑事法の介入（人工生殖医療・堕胎・安楽死・延命治療の中止など） ・ 経済刑法と刑事規制 ・ 社会奉仕命令・改善保安処分などを含む制裁システムのあり方 など。 				

科目名	刑事訴訟法特講 I (Special Course on Criminal Procedure I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	教授 宮島里史			
<p>本科目のねらい</p> <p>本講座では、刑事手続に焦点を当てて研究します。受講生は日本の刑事手続法を理解していることを前提として、その中でとりわけ研究したい部分について、アメリカ合衆国の刑事手続と対比しながら考えてもらいます。すなわち、合衆国最高裁の判例を読み、争点がどのように解決されているか、それはどのような理由付けによるかを理解してもらうことにより、日本における刑事手続上の問題点をどのように解決すべきかを探ってもらうことになります。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Modern Criminal Procedure 著者：Kamisar, Israel, et al 出版社：West Publishing Co.</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：全訂刑事訴訟法（第2版） 著者：渥美東洋 出版社：有斐閣</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>平常点（出席及び授業中の発言とその内容）を 30%、レポートを 70%として、合計 100%で成績をつける。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>本科目のねらいで書いたように、日本の刑事訴訟法を学部等で履修し、単位を修得していること。履修を希望する学生は、3月中に必ず miyajima@toin.ac.jp に連絡をすること。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 逮捕、搜索押収 2. 職務質問、所持品検査 3. 取調べ 4. 排除法則 5. 公判構造 6. 二重危険禁止など <p>その他、学生の関心のある部分</p>				

科目名	刑事訴訟法特講 I (Special Course on Criminal Procedure I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	准教授 麻妻和人			
<p>本科目のねらい</p> <p>わが国の刑事訴訟法は、周知のように、戦後英米法の影響を強く受けている（たとえば、弾劾主義・当事者主義といった原理を採用していることはそのことを示すものといえよう）。この授業では、わが国の議論状況において錯綜しているテーマや、新たな解決の可能性が模索されている（模索されるべき）テーマについて、十分に整理・検討した上で、関連する諸外国（主にアメリカ合衆国）の英文文献を読みながら、我が国の刑事訴訟法との比較を行い、現行刑訴法と、それに関連して行われている議論を相対化して見ることで、その特質や問題点を考え、改善策を検討していきたい。</p> <p>なお、刑事訴訟法特講は、前期および後期に I・II と引き続いて行うことになるので、内容的にも前期と後期とを一体的なものとして行う予定である。</p>				
<p>教科書</p> <p>とくに指定しない。随時、文献を選択し、適宜コピー等を配布する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>Kamisar, LaFave, Israel, King, Kerr and Primus, Modern Criminal Procedure , 14th Edition West Academic Publishing, 2015</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>報告・出席状況・授業に取り組む姿勢などの平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>刑法・刑事訴訟法を履修していることが望ましい。 受身の姿勢ではなく、意欲的に演習に参加することを望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>履修者の修士論文のテーマなどを考慮し(それと少なくとも広い意味では関連するように配慮し)た上で、刑訴法上のテーマに関して、わが国の現在の議論状況を十分に整理・検討し、それに関連する英米の文献を読みすすめていく。テーマの例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事訴訟法の解釈、基本原理 ・ プライヴァシー ・ 搜索・押収の理論 ・ 弁護権 ・ 取調べ ・ 違法収集証拠排除法則 ・ 証拠開示 ・ 裁判員裁判について ・ 証拠法 ・ 二重の危険 ・ 上訴制度 <p style="text-align: right;">など</p>				

科目名	刑事訴訟法特講Ⅱ (Special Course on Criminal Procedure Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 宮島里史			
<p>本科目のねらい</p> <p>刑事訴訟法特講Ⅰと同様、刑事手続に焦点を当てて研究します。受講生は日本の刑事手続法を理解していることを前提として、その中でとりわけ研究したい部分について、アメリカ合衆国の刑事手続と対比しながら考えてもらいます。すなわち、合衆国最高裁の判例を読み、争点がどのように解決されているか、それはどのような理由付けによるかを理解してもらうことにより、日本における刑事手続上の問題点をどのように解決すべきかを探ってもらうことになります。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Modern Criminal Procedure 著者：Kamisar, Israel, et al 出版社：West Publishing Co.</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：全訂刑事訴訟法（第2版） 著者：渥美東洋 出版社：有斐閣</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>平常点（出席及び授業中の発言とその内容）を30%、レポートを70%として、合計100%で成績をつける。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>本科目のねらいで書いたように、日本の刑事訴訟法を学部等で履修し、単位を修得していること。履修を希望する学生は、3月中に必ず miyajima@toin.ac.jp に連絡をすること。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 逮捕、搜索押収 2. 職務質問、所持品検査 3. 取調べ 4. 排除法則 5. 公判構造 6. 二重危険禁止など <p>その他、学生の関心のある部分</p>				

科目名	刑事訴訟法特講Ⅱ (Special Course on Criminal Procedure Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	准教授 麻妻和人			
<p>本科目のねらい</p> <p>わが国の刑事訴訟法は、周知のように、戦後英米法の影響を強く受けている（たとえば、弾劾主義・当事者主義といった原理を採用していることはそのことを示すものといえよう）。この授業では、わが国の議論状況において錯綜しているテーマや、新たな解決の可能性が模索されている（模索されるべき）テーマについて、十分に整理・検討した上で、関連する諸外国（主にアメリカ合衆国）の英文文献を読みながら、我が国の刑事訴訟法との比較を行い、現行刑訴法と、それに関連して行われている議論を相対化して見ることで、その特質や問題点を考え、改善策を検討していきたい。</p> <p>なお、刑事訴訟法特講は、前期および後期にⅠ・Ⅱと引き続いて行うことになるので、内容的にも前期と後期とを一体的なものとして行う予定である。</p>				
<p>教科書</p> <p>とくに指定しない。随時、文献を選択し、適宜コピー等を配布する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>Kamisar, LaFave, Israel, King, Kerr and Primus, Modern Criminal Procedure , 14th Edition West Academic Publishing, 2015</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>報告・出席状況・授業に取り組む姿勢などの平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>刑法・刑事訴訟法を履修していることが望ましい。 受身の姿勢ではなく、意欲的に演習に参加することを望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>履修者の修士論文のテーマなどを考慮し（それと少なくとも広い意味では関連するように配慮し）た上で、刑訴法上のテーマに関して、わが国の現在の議論状況を十分に整理・検討し、それに関連する英米の文献を読みすすめていく。テーマの例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事訴訟法の解釈、基本原理 ・ プライヴァシー ・ 捜索・押収の理論 ・ 弁護権 ・ 取調べ ・ 違法収集証拠排除法則 ・ 証拠開示 ・ 裁判員裁判について ・ 証拠法 ・ 二重の危険 ・ 上訴制度 など。 				

科目名	刑事政策特講 I (Criminal Policy Special Lecture I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法律学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	教授 竹村典良			
<p>本科目のねらい</p> <p>犯罪現象が、犯罪者、被害者、刑事司法、マスコミ、一般市民の関係において、どのように認識され、構成されるか、そして、これらに対してどのような制裁（刑罰）が求められ、科されるか、社会における犯罪の発生と制裁（刑罰）ならびに予防策の発動メカニズムを解明する。新たな視点・理論の発展を踏まえ、犯罪の処理方法はいかにあるべきか、法学、社会学、心理学、生物学、政策科学、経済学等の知見を総合して学際的に講義する。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Globalization and Crime 著名：Katja F. Aas 出版社：Sage</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：Encyclopedia of Criminology and Deviant Behavior 著名：Clifton D. Bryant(ed.) 出版社：Brunner-Routledge</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>授業時における意見交換の内容及び学期末の研究結果プレゼンテーション</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>真摯な態度で研究に勤しむこと</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Crime, Fear and Social Exclusion in the Global Village 2. Global Mobility and Human Traffic 3. Urban Criminology and Global City 4. Migration and Discourse about Crime 5. Transnational Crime and Crime Wars 6. Beyond the State : Globalization and State Sovereignty 7. Controlling Cyberspace ? 8. Criminology between the National, Local and Global 9～15. Presentations of Research Results by Participants 				

科目名	刑事政策特講Ⅱ (Criminal Policy Special Lecture Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 竹村典良			
<p>本科目のねらい</p> <p>現代社会に生起する複雑・多様な犯罪現象の認識方法と犯罪問題との関連を解明し、また、制裁（刑罰）ならびに予防の形態と社会構造との関係、及び、その犯罪者・被害者の人権問題との関わり合いを共時的・通時的に分析した上で、犯罪現象を科学的に認識・説明・解釈し、これらに対する処理方法を確立するための「刑事政策の新たなパラダイム」を構築するように指導する。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：The Oxford Handbook of Criminology(4th ed.) 著名：Mike Maguire et al. 出版社：Oxford Univ. Press</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：Encyclopedia of Criminology 著者：R,A,Wright et al.(eds.) 出版社：Routledge</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>授業時における意見交換の内容及び学期末の研究結果プレゼンテーション</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>真摯な態度で研究に勤しむこと</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Contemporary Landscapes of Crime, Order and Control 2. Diversity, Crime and Criminal Justice 3. The Politics of Law and Order 4. Media-made Criminality 5. Political Economy, Crime and Criminal Justice 6. Gender, Ethnicity, Racism, Crime and Criminal Justice 7. Victims, Victimization and Criminal Justice 8. Youth Crime and Youth Culture 9. Crime and Life Course 10. Governance and Security 11. Crime Prevention and Community Safety 12. Community Penalties 13~15. Presentations of Research Results by Participants 				

科目名	民法特講 I (Advanced Course of Civil Law I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	准教授 小島奈津子			
<p>本科目のねらい</p> <p>民法の判例について学生に報告をしてもらい、その際、体系書、判例評釈等も参照することで、判決を的確に理解することを目指す。分野は民法であるが、特に総則、物権のうち興味深い判例を選んで取り上げる予定である。</p>				
<p>教科書</p> <p>授業中に適宜紹介する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業中に適宜紹介する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席状況、授業態度、課題の提出状況、報告の評価等、平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>課題には真摯に取り組み、討論には積極的に参加してほしい。</p>				
<p>授業計画</p> <p>学生の要望も取り入れて初回に決定するので、初回には必ず出席すること。報告の回以外は民法総則について講義する。</p>				

科目名	民法特講Ⅱ (Advanced Course of Civil Law Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	准教授 小島奈津子			
<p>本科目のねらい</p> <p>民法の判例について学生に報告をしてもらい、その際、体系書、判例評釈等も参照することで、判決を的確に理解することを目指す。分野は民法であるが、特に債権総論、債権各論のうち興味深い判例を選んで取り上げる予定である。</p>				
<p>教科書</p> <p>授業中に適宜紹介する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業中に適宜紹介する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席状況、授業態度、課題の提出状況、報告の評価等、平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>課題には真摯に取り組み、討論には積極的に参加してほしい。</p>				
<p>授業計画</p> <p>学生の要望も取り入れて初回に決定するので、初回には必ず出席すること。報告の回以外は民法総則について講義する。</p>				

科目名	商法特講 I (Special Lecture of Commercial Law I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	教授 竹内明世			
<p>本科目のねらい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商法の基本的な理解・ものの考え方を身につける。 2 履修後は、商法が得意科目になっていることを目指す。 				
<p>教科書</p> <p>各自が基本書としているもの</p>				
<p>参考文献</p> <p>随時指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>毎回授業の最後に理解度を確認するテストを実施し、80 点以上を合格とする。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>身につけた知識を口頭および書面で表現する力をつけたい。 したがって、授業中の積極的な発言および提出物の作成を厭わない学生を望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>【時間外学習】</p> <p>授業終了時に示す課題についてレポートを作成すること。</p> <p>【授業計画】</p> <p>以下の項目について、一通り基本的な理解をする。</p> <p>第 1 回 (1) 商人・商行為の意義、商人資格 (2) 支配人・表見支配人 第 2 回 (1) 営業譲渡 (2) 商号 (3) 商業登記 第 3 回 (1) 商行為に関する通則 (2) 交互計算 (3) 仲立営業 (4) 運送営業 第 4 回 (1) 会社の意義・種類 (2) 法人格否認の法理 (3) 持分会社 第 5 回 (1) 株式会社の設立 (2) 株式会社の設立関係者の責任 第 6 回 (1) 株主の権利義務 (2) 株券・株式の譲渡 (3) 株主名簿と株式の名義書換 第 7 回 (1) 株主総会 (2) 株主総会決議の瑕疵 (3) 株式会社の取締役・取締役会 第 8 回 (1) 株式会社の代表取締役 (2) 株式会社の取締役の義務と責任 第 9 回 (1) 株式会社の監査役 (2) 新株発行 (3) 社債 (4) 会社の合併・事業譲渡 第 10 回 商法総則・商行為、会社法まとめ (小テスト) 第 11 回 (1) 手形・小切手の意義・性質 (2) 手形行為の意義・特色 第 12 回 (1) 手形行為の成立 (2) 他人による手形行為 第 13 回 (1) 振出の方式・効力 (2) 白地手形 (3) 裏書の方式・効力 第 14 回 (1) 手形上の権利と手形抗弁 (2) 時効 (3) 小切手特有の法制度 第 15 回 手形法まとめ (小テスト)</p>				

科目名	商法特講Ⅱ (Special Lecture of Commercial Law Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法律学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 竹内明世			
<p>本科目のねらい</p> <p>前期授業で修得した商法に関する基本的理解に基づいて、商法改正の流れを追い、商法が実社会でどのように運用されているのかを研究する。</p>				
<p>教科書</p> <p>各自が基本書としているもの</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：商事法務 出版社：(社) 商事法務研究会 書名：ジュリスト 出版社：有斐閣 書名：金融法務事情 出版社：(社) 金融財政事情研究会 その他、随時指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>毎回授業の最後に理解度を確認するテストを実施し、80点以上を合格とする。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>身につけた知識を口頭および書面で表現する力をつけたい。 したがって、授業中の積極的な発言および提出物の作成を厭わない学生を望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>【時間外学習】 授業において議論が成立する程度の予習を、全員がしてくること。</p> <p>【授業計画】 各自が割り当てにしたがって研究・発表し、授業での議論をふまえてレポート(2万字程度)をまとめる。</p> <p>第1回 昭和25年 授權資本制度、無額面株式の採用、機関構造の改革、株主の地位強化、取締役の責任強化 第2回 昭和41年 株式の譲渡制限 第3回 昭和49年 監査役権限、監査特例法 第4回 昭和56年 株主総会の活性化、株式単位の引き上げ、監査強化 第5回 平成2年 一人会社、最低資本金、設立手続の簡素化 第6回 平成5年 株主代表訴訟、帳簿閲覧権、監査役会 第7回 平成6年 自己株式 第8回 平成9年 合併、ストック・オプション 第9回 平成11年 持株会社、親子会社 第10回 平成12年 会社分割 第11回 平成13年 額面株式の廃止、金庫株、単位株制度の廃止と単元株制度の創設、株式制度の見直し、株主総会のIT化 第12回 平成14年 コーポレートガバナンス、株主管理、計算規定の見直し 第13回 平成15年 定款授權に基づく取締役会による自己株式の取得の許容、中間配当限度額の計算方法の見直し 第14回 平成16年 株券不発行制度の導入、電子公告制度の導入 第15回 平成17年 「会社法」を新設、商法の現代語化 および <u>現在にいたるまでの改正</u></p>				

科目名	民事執行保全法特講 I (Law of Civil Execution & Preservation I)			各前期
単位数	各 2	選択	授業クラス	法律学専攻 1 年次・2 年次
担当者名	教授 小林 学			
本科目のねらい				
判例の事案から出発し、判旨を通して、民事執行法および民事保全法の理解を深めることを狙いとする。				
教科書				
上原敏夫ほか『民事執行・保全判例百選 [第 2 版]』(有斐閣、2012 年) ￥2,310				
参考文献				
①上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦『民事執行・保全法 [第 4 版]』(有斐閣、2014 年) ￥2,052				
②中野貞一郎『民事執行・保全入門 [補訂版]』(有斐閣、2013 年) ￥2,100				
③平野哲郎『実践民事執行法 民事保全法』(日本評論社、2013 年) ￥3,800				
④和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法 [第 2 版]』(弘文堂、2010 年) ￥2,200				
④藤田広美『民事執行・保全』(羽鳥書店、2010 年) ￥4,000				
成績評価の方法と基準 (必須項目)				
平常点				
履修条件 (学生への要望)				
少人数によるため、報告の機会が頻繁とならざるを得ないことから、受講者の負担はきわめて重いものとなる。履修に際しては、そのことをよく理解されたい。				
授業計画				
開講時に指示する。				

科目名	民事執行保全法特講Ⅱ (Law of Civil Execution & Preservation Ⅱ)			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 小林 学			
<p>本科目のねらい</p> <p>判例の事案から出発し、判旨を通して、民事執行法および民事保全法の理解を深めることを狙いとする。</p>				
<p>教科書</p> <p>上原敏夫ほか『民事執行・保全判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2012年） ￥2,310</p>				
<p>参考文献</p> <p>①上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦『民事執行・保全法〔第4版〕』（有斐閣、2014年） ￥2,052 ②中野貞一郎『民事執行・保全入門〔補訂版〕』（有斐閣、2013年） ￥2,100 ③平野哲郎『実践民事執行法 民事保全法』（日本評論社、2013年） ￥3,800 ④和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（弘文堂、2010年） ￥2,200 ④藤田広美『民事執行・保全』（羽鳥書店、2010年） ￥4,000</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>平常点</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>前期同様、少人数によるため、報告の機会が頻繁とならざるを得ないことから、受講者の負担はきわめて重いものとなる。履修に際しては、そのことをよく理解されたい。</p>				
<p>授業計画</p> <p>開講時に指示する。</p>				

科目名	労働法特講 I			各前期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 勝亦啓文			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本の労働法を体系的に理解することと、判例研究の手法を習得していただくことを目的とします。</p>				
<p>教科書</p> <p>村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選第8版』（有斐閣、2009）</p>				
<p>参考文献</p> <p>菅野和夫『労働法第11版』（弘文堂、2016）</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>出席と、授業時の報告内容の充実性、議論への参加の程度により評価します。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>特段の事情がない限り、欠席は認めません。判例検討をおこなう必要上、参考書を1回通読する程度で結構ですが、ひとつおとり、労働法の概要を理解しておくことが要求されます。後期労働法特講Ⅱと併せて履修していただくことが望ましいと考えます。</p>				
<p>授業計画</p> <p>各授業時に、毎回順番で報告者を決め、判例報告をしていただきます。そのうえで、参加者による討論を求めます。 テーマは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働法の適用対象と労働者概念 2. 基本的人権と労働法 3. 労働契約の成立と法規制 4. 労働基準法と契約内容規制 5. 労働契約上の権利義務 6. 労働条件と就業規則 				

科目名	労働法特講Ⅱ			各後期
単位数	各2	選択	授業クラス	法学専攻1年次・2年次
担当者名	教授 勝亦啓文			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本の労働法を体系的に理解することと、判例研究の手法を習得していただくことを目的とします。</p>				
<p>教科書</p> <p>村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選第8版』（有斐閣、2009）</p>				
<p>参考文献</p> <p>菅野和夫『労働法第11版』（弘文堂、2016）</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>出席と、授業時の報告内容の充実性、議論への参加の程度により評価します。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>特段の事情がない限り、欠席は認めません。判例検討をおこなう必要上、参考書を1回通読する程度で結構ですが、ひととおり、労働法の概要を理解しておくことが要求されます。前期労働法特講Ⅰと併せて履修していただくことが望ましいと考えます。</p>				
<p>授業計画</p> <p>各授業時に、毎回順番で報告者を決め、判例報告をしていただきます。そのうえで、参加者による討論を求めます。 テーマは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用の平等 2. 人事をめぐる法律問題 3. 労働組合法 4. 労働協約 5. 争議行為 6. 不当労働行為 				

4. 博士後期課程シラバス

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各 2	必修	授業クラス	法律学専攻 1 年次・2 年次・3 年次
担当者名	教授 内ヶ崎善英			
<p>本科目のねらい</p> <p>国際法の総論及び各論のうち、主として国家の主体性及び行為に関する部分を扱う。具体的には、国家の国際法上の主体性、国家と国際法との関係、特に、国際法と国内法との関係を扱い、次いで、国家及び政府承認、領域と管轄権、特に海洋法の主要問題を取りあげ、また、国際法上の国家機関の地位、特に外交使節に係わる問題を扱うとともに、国際法の主要な法源となる条約について、その意義、形式、効力、留保の問題を取りあげる。</p> <p>あわせて、国家概念に先行する概念としての民族に付与された自決権、国連の強力な決定・執行権能、その他の国際組織の内規決定権が国家間関係を越える法関係を示していることを確認し、さらに、強行規範の登場と、多数の開放立法条約群、条約の解釈機関としての国際司法裁判所の管轄権の拡充などの法現象に内包される客観的法思考様式の可能性を検討したうえで、個別分野における具体的内容に富んだ法体系を目指して研究指導を行う。</p>				
<p>教科書</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>口頭での報告と書面レポートにより評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 大澤 恒夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>法律専門職の活動の場とプラクティスの在り方について、幅広い観点から研究を行う。現代の成熟社会において「対話」への希求が人々の間に広がりを見せているということ踏まえ、法の内と外の世界を見渡すとともに、法哲学、憲法学、法社会学、法システム論といった法の基礎的学問のほか、臨床哲学、ナラティブ・アプローチ、カウンセリング、ケースワーク、医療におけるインフォームド・コンセントといった臨床の諸分野における実践的な諸理論、さらにゲーム理論、交渉理論など相互に依存する人間の行動をめぐるダイナミックなモデル理論を含めた観点から、「対話」の意義やその内在的価値について検討し、法律業務においても基本に据えるべき「対話」の理念と在り方を探求する。上記の理念のもとで、法律専門職が関与する相談、交渉、ADR（同席調停、別席交互方式、Mediation）、中立的調整活動、仲裁（特に最終提案仲裁）、訴訟（対話型審理）、法教育（究極の予防法務活動）といった実践の諸場面で、具体的にどのように対話を遂行すべきかを、種々の事例や具体例を分析しつつ、検討する。このような検討を通じて、「正義の総合システム」としての法システム全体における法律専門職の位置付けを確認するとともに、今後のあるべき法律専門職の姿として、主役である当事者が求める「自律的な生」を支援する「法と対話の専門家」像を模索する。</p> <p>1年次の学生については、法律専門職の活動の場とプラクティスの在り方についての個々人の問題関心に応じて、関連する文献情報の収集方法や読み込み、各種の実践的なセミナー等への参加など指導を行う。2年次の学生については、論文の構想をまとめさせ、具体的な研究報告の提出やディスカッションにより指導を継続する。秋以降に論文の草稿をめぐって議論と詰めを進め、論文執筆の見通しをつけさせる。3年次の学生については、まず論文第一稿を提出させ、添削を含めた指導を行う。最終的に論文を完成させ、研究会で要旨を報告させて、質疑に対する応答の仕方の指導を行う。</p>				
<p>教科書</p> <p>特になし</p>				
<p>参考文献</p> <p>文献調査からはじめる。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>研究課題の提出と報告内容による。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p>				
<p>授業計画</p> <p>研究の進展に応じて指示する。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 河合幹雄			
<p>本科目のねらい</p> <p>現代社会の激しい変動に対して、法が、いかにそれに対応していけるか、あるいは、率先していけるか、実証的研究に基づいて検証していく。とりわけ、弁護士・検事・裁判官のあり方を問う。具体的な社会問題を取りあげて、そこにおける法の機能を検討する。それによって、あるべき司法制度の形を模索する。</p> <p>法専門職は、法的正義の実現のために、法の諸価値を保持しつつ、社会的要求に対応することが要請される場所であり、法専門職がそれらにいかに対応していくかは、それらから生じる困難をも含め、その時々々の社会的条件によって左右されるから、経験的に検討されるべき問題である。こうした問題を中心として、学生の関心にしたいが選択されたテーマについて、博士論文の完成に向けて指導する。</p>				
<p>教科書</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>文献の量と質、資料収集力</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次・3 年次
担当者名	教授 小林 学			
<p>本科目のねらい</p> <p>民事訴訟や ADR などを中心とした民事手続法にかかわる法域、または、弁護士、司法書士、行政書士などのリーガル・プロフェッション論を中心とした司法アクセス (Access to Justice) の分野において、充実した知見を身につけ、主体的な問題意識に裏付けされたオリジナリティーのある研究を遂行する能力の涵養をめざす。</p>				
<p>教科書</p> <p>開講時に指示する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>開講時に指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>平常点による。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>外国語 (とりわけ英語) 文献の読解能力</p>				
<p>授業計画</p> <p>第 1 回 研究テーマ設定</p> <p>第 2 回 研究テーマにかかる問題状況の概要</p> <p>第 3 回 研究計画の立案</p> <p>第 4 回 わが国の先行研究のリサーチ</p> <p>第 5 回 わが国の先行研究論文の収集および分析・検討 (1)</p> <p>第 6 回 わが国の先行研究論文の収集および分析・検討 (2)</p> <p>第 7 回 わが国の先行研究論文の収集および分析・検討 (3)</p> <p>第 8 回 わが国の先行研究論文の収集および分析・検討 (4)</p> <p>第 9 回 わが国の先行研究論文の総括</p> <p>第 10 回 諸外国の先行研究のリサーチ</p> <p>第 11 回 諸外国の先行研究論文の収集および分析・検討 (1)</p> <p>第 12 回 諸外国の先行研究論文の収集および分析・検討 (2)</p> <p>第 13 回 諸外国の先行研究論文の収集および分析・検討 (3)</p> <p>第 14 回 諸外国の先行研究論文の収集および分析・検討 (4)</p> <p>第 15 回 諸外国の先行研究論文の総括</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 竹内明世			
<p>本科目のねらい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 博士論文を執筆する。 2 各自の研究成果を社会において実践する。 				
<p>教科書</p> <p>各自が基本書としているもの</p>				
<p>参考文献</p> <p>随時指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>毎回授業の最後に理解度を確認するテストを実施し、80点以上を合格とする。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>身につけた知識を口頭および書面で表現する力をつけたい。 したがって、授業中の積極的な発言および提出物の作成を厭わない学生を望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>各自が博士論文の中で取り上げる判例や論点、外国法等についての研究報告を行なう。 1週間に1テーマを研究報告するペースが望ましい。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 竹村典良			
<p>本科目のねらい</p> <p>現代社会において複雑多様化する犯罪現象を捕捉する方法、及び、これらの処理過程に随伴する諸問題、制裁のあり方を分析する方法に関して研究指導する。個別現象あるいは大量現象として犯罪を捉え、その原因を解明し、その対策を立てるという従来の方法の問題点・限界を明らかにするとともに、犯罪者と刑事司法機関との相互作用の中で、犯罪・制裁（刑罰）・予防の問題を捉え、さらに、これに被害者、マスコミ、一般市民等の事件関係者を加えて、犯罪・制裁（刑罰）・予防問題をトータルに認識し実践する構成的犯罪学の方法にならって新たな犯罪学の可能性を探求する。要素還元論、決定論と確率論の完全分離、主観と客観の対立等の近代科学の方法基盤を超越することを標榜して、「複雑系の犯罪学」を展開することが可能となるための基盤を構築する。これらを前提として、刑事政策・犯罪学のパラダイム転換を追跡し、犯罪と刑罰、及び、社会統制に関するエピステモロジーを捕捉するための研究指導を行う。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Imagining Criminology：An Alternative Paradigm 著者：F. P. Williams III 出版社：Garland</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：Encyclopedia of Crime and Justice (2nd ed.) 著者：J.Dressler (ed.) 出版社：Sage</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>授業時における意見交換の内容及び学期末の研究結果レポート</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>真摯な態度で研究に勤しむこと</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Thought and Ideology 2. Recent Criminological Theorizing 3. Critique of Contemporary Criminological Theory 4. Conceptualizing and Measuring 5. Search for Reality 6. Chaos, Complex Systems, and Self-Organized Criticality 7. Critical-Incident Orienting-Perspective 8. Specific Features of the Perspective 9. Implications of Critical-Incident Metatheory 10. Conclusions 11～15. Presentations of Research Results by Participants 				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 出口雄一			
<p>本科目のねらい</p> <p>近現代史を主な対象とする法史学研究を念頭に置き、各人が抱いた問題設定に基づいて専門的な知見を育み、法について歴史的に考えることにどのような意味があるのかを履修者自身に深く考えてもらうことを目的とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>特に指定しない。</p>				
<p>参考文献</p> <p>履修者の関心に応じて適宜指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>演習への参加姿勢により総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>実定法学はもとより、隣接する社会科学への広い関心を持つ学生を期待する。</p>				
<p>授業計画</p> <p>履修者と相談の上設定した課題図書の内容を基本形式とするが、適宜調整を行う。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 原 千砂子			
<p>本科目のねらい</p> <p>私たちがいま生きている現実と強く関わる政治学のトピックを取り上げ、その歴史的・思想的背景を探り、理解を深めることを目的とする。アメリカ大統領選挙の年である本年度前期は、我が国やイギリスその他の議院内閣制に関する知識を前提として、それとの比較において大統領制の仕組み、大統領選挙の仕組みを学ぶ。また、アメリカ大統領選挙および議会議員選挙の理解に不可欠な「連邦制」の歴史と思想、共和制と民主制の関係についても取り上げる。</p>				
<p>教科書</p> <p>授業開始時に指示する。英語および日本語文献となる予定。</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業内で指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>授業への参加態度、報告の内容等により総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p> <p>憲法および政治学の素養があり、英語および日本語の文献を読みこなすことができること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>文献に関する book report ないし教員が指示した課題に関して情報をまとめたレポートなどのレジュメを、当該授業の1週間前に提出し、授業ではそれを素材としてディスカッションを行う。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 ペマギヤホ			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本は福沢諭吉の脱亜入欧以来そのまま振り向く暇もないまま戦争に巻き込まれ、戦後は経済復興に勤しんで来た。アジアと言えば中国・韓国・東南アジアぐらいしか眼中になく、中央及び南アジアを軽視して来た。しかし冷戦構造の崩壊とソ連の解体でアジアの地政学は大きく変わった。本講座はこの地域に重点を置き、専門家を育つことを狙いとしている。</p>				
<p>教科書</p> <p>なし</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜に選択する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>指示した本を読み、レポートをまとめ議論をして、又小論文を課して評価する。最終的には博士論文の完成で評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>教員とよくつきあうこと。</p>				
<p>授業計画</p> <p>1, 2年次は本をたくさん読み、学会などに参加してもらおう。又、勉強を行う。3年次は論文に集中してもらおう。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 升 信夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>近年、グローバル化の進展の中で、国家、市場、市民社会の関係、また境界領域での諸活動は変化しつつある。例えば、企業のCSR、第三セクターなどの social enterprise、私的領域での social business、social entrepreneur 等々の多彩、多様な諸活動が現在生まれている。しかし、従来の認識の枠組みを用いると、これらすべてを視野に入れて捉えることは難しい。</p> <p>そこで、今年度はガバナンス論をテーマとして、そうした領域の曖昧化と、そうした状況での統治のあり方について検討してゆく。</p>				
<p>教科書</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指定するが、とりあえず、Rhodes, <i>Understanding Governance</i> をあげておく。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席と報告を総合的に判断する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>英語が読めること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>Governance 論といえば、ローズ、或いはビーヴァーが研究をリードしている。そこで、2010年にビーヴァーの手で編集刊行された、<i>The Sage Handbook of Governance</i> から、幾つか論文を取り上げて輪読、議論しよう。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 宮島里史			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本とアメリカ合衆国の刑事手続について知悉していることを前提として、合衆国最高裁がこれまでに下した判例(憲法・刑事訴訟に関するもの)を読み、重要な問題についてどのような争いがあり、それに対してどのように判断しているかを理解した上で、履修生が更に法理論を構成・発展させる能力を付けることをねらいとしている。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名 : Modern Criminal Procedure 著者 : LaFave, Israel, etc. 出版社 : West Pub. Co. 及び合衆国最高裁判例</p>				
<p>参考文献</p> <p>なし</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>平常点(出席及び授業中の発言とその内容)を 30%、レポートを 70%として、合計 100%で成績をつける。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>日本とアメリカ合衆国の刑事手続を理解し、かつ英文を正確に読む力を持っていること。履修の可否を決する上で、刑訴と英訳の試験を行う。履修を希望する学生は、3月中に必ず miyajima@toin.ac.jp に連絡をすること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>証拠法の分野を除き、上記 Modern Criminal Procedure の中に含まれている項目の中から、履修生が関心を持っている点について、読んでいく。主な項目は次のようなものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ Privacy の保障と縮減された privacy (職務質問、所持品検査、etc) ☆ 身柄拘束、捜索押収 ☆ 取調 ☆ 排除法則 ☆ Adversary System ☆ 二重危険禁止 <p>など。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各 2	必修	授業クラス	法学専攻 1 年次・2 年次・3 年次
担当者名	教授 森 保憲			
<p>本科目のねらい</p> <p>本講は、「憲法裁判の比較研究」というテーマで行われる。 憲法裁判は、憲法と社会の接点であり、そこでは、さまざま憲法問題が提起され、それを解決するためのさまざまな憲法理論が展開される。本講では、そのような「憲法裁判」を多面的に比較研究し、そこから現実の社会において憲法がどのように機能しているかを学ぶ。</p>				
<p>教科書</p> <p>受講者と相談のうえ決定する</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業中にその都度指示する</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への参加の積極性等、平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>「研究指導 II」とセットで受講すること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>受講者の研究計画に合わせて、受講者と相談のうえ授業内容を決定する。</p>				

科目名	研究指導 I (Special Research I)			各前期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 山口裕博			
<p>本科目のねらい</p> <p>イギリス法とアメリカ法についての研究を深化させていくことを目標としている。</p> <p>わが国の法制度が、明治以降に大陸法と英米法の継受により形成されたため、両法系が複雑に混在する比較法的にも特異な構造をなしていること、および法律実務においても英米法に直接係わりを持つ法的紛争が多発していることから、法的問題の解決を行う際には英米法に対する深い洞察の必要性が不可欠である。このため、いかなる法分野における法学研究においても、従来の研究が焦点を当てているドイツ法・フランス法と日本法と比較にとどまらず、英米法との比較にも配慮を欠くことはできない。さらに、イギリス法とアメリカ法が同じ法系に属するとしても、両者の間にはさまざまな要因により相違点も多く、イギリス法についてはヨーロッパ法の中に組み込まれる過程にあるので、法系を超えた動きについても注意を払う必要がある。</p> <p>本科目では、英米法における法体系・社会制度・法的思考等コアの部分に関する受講生の基本的な知識を前提に、英米私法のコア部分である契約法、不法行為法、および信託法につき、英米判例法主義の特色、日本法における英米法に根ざした法制度および法思考についての理解を徹底して、実定法レベルにおいて日本法との比較を行うが、本年度は近年の契約理論の展開を重点的に検討していく。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Contract as Promise: A Theory of Contractual Promise 2nd ed 著者：Charles Field 出版社：Oxford University Press (2015年)</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：Contract Law Minimalism: A Formalist Restatement of Commercial Law 著者：Jonathan Morgan 出版社：Cambridge University Press (2013年) 署名：Promises and Contract Law: Comparative Perspective 著者：Martin Hogg 出版社：Cambridge University Press (2011年) 書名：A Theory of Contract Law: Empirical Insights and Moral Psychology 著者：Peter A. Alces 出版社：Oxford University Press (2011年)</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への取り組みと期末に提出して貰うレポートにより総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>特にありません。</p>				
<p>授業計画</p> <p>具体的な研究指導の進め方は、受講生の問題意識に基づくテーマの選定を行った上で、資料収集と分析に側面から助言し、論文作成の段階的ごとに助言と課題を指示し、学位論文に値するものの完成を目指していく。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 内ヶ崎善英			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰと同じ方針のもとで、引き続き、国際法の総論及び各論のうち、主として国家の主体性及び行為に関する部分を扱う。具体的には、国家の国際法上の主体性、国家と国際法との関係、特に、国際法と国内法との関係を扱い、次いで、国家及び政府承認、領域と管轄権、特に海洋法の主要問題を取りあげ、また、国際法上の国家機関の地位、特に外交使節に係わる問題を扱うとともに、国際法の主要な法源となる条約について、その意義、形式、効力、留保の問題を取りあげる。</p> <p>あわせて、国家概念に先行する概念としての民族に付与された自決権、国連の強力な決定・執行権能、その他の国際組織の内規決定権が国家間関係を越える法関係を示していることを確認し、さらに、強行規範の登場と、多数の開放立法条約群、条約の解釈機関としての国際司法裁判所の管轄権の拡充などの法現象に内包される客観的法思考様式の可能性を検討したうえで、個別分野における具体的内容に富んだ法体系を目指して研究指導を行う。</p>				
<p>教科書</p> <p>随時指示する。</p>				
<p>参考文献</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>口頭での報告と書面レポートにより評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 大澤 恒夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰと同じ方針のもとで引き続き、法律専門職の活動の場とプラクティスの在り方について、幅広い観点から研究を行う。現代の成熟社会において「対話」への希求が人々の間に広がりを見せているということを踏まえ、法の内と外の世界を見渡すとともに、法哲学、憲法学、法社会学、法システム論といった法の基礎的学問のほか、臨床哲学、ナラティブ・アプローチ、カウンセリング、ケースワーク、医療におけるインフォームド・コンセントといった臨床の諸分野における実践的な諸理論、さらにゲーム理論、交渉理論など相互に依存する人間の行動をめぐるダイナミックなモデル理論を含めた観点から、「対話」の意義やその内在的価値について検討し、法律業務においても基本に据えるべき「対話」の理念と在り方を探求する。上記の理念のもとで、法律専門職が関与する相談、交渉、ADR（同席調停、別席交互方式、Mediation）、中立的調整活動、仲裁（特に最終提案仲裁）、訴訟（対話型審理）、法教育（究極の予防法務活動）といった実践の諸場面で、具体的にどのように対話を遂行すべきかを、種々の事件例や具体例を分析しつつ、検討する。このような検討を通じて、「正義の総合システム」としての法システム全体における法律専門職の位置付けを確認するとともに、今後のあるべき法律専門職の姿として、主役である当事者が求める「自律的な生」を支援する「法と対話の専門家」像を模索する。</p> <p>1年次の学生については、法律専門職の活動の場とプラクティスの在り方についての個々人の問題関心に応じて、関連する文献情報の収集方法や読み込み、各種の実践的なセミナー等への参加など指導を行う。2年次の学生については、論文の構想をまとめさせ、具体的な研究報告の提出やディスカッションにより指導を継続する。秋以降に論文の草稿をめぐって議論と詰めを進め、論文執筆の見通しをつけさせる。3年次の学生については、まず論文第一稿を提出させ、添削を含めた指導を行う。最終的に論文を完成させ、研究会で要旨を報告させて、質疑に対する応答の仕方の指導を行う。</p>				
<p>教科書</p> <p>特になし</p>				
<p>参考文献</p> <p>文献調査からはじめる。</p>				
<p>成績評価の方法と基準（必須項目）</p> <p>研究課題の提出と報告内容による。</p>				
<p>履修条件（学生への要望）</p>				
<p>授業計画</p> <p>研究の進展に応じて指示する。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 河合幹雄			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰと同じ方針のもとで、引き続き、現代社会の激しい変動に対して、法が、いかにそれに対応していけるか、あるいは、率先していけるか、実証的研究に基づいて検証していく。とりわけ、弁護士・検事・裁判官のあり方を問う。具体的な社会問題を取りあげて、そこにおける法の機能を検討する。それによって、あるべき司法制度の形を模索する。</p> <p>法専門職は、法的正義の実現のために、法の諸価値を保持しつつ、社会的要求に対応することが要請される場所であり、法専門職がそれらにいかに対応していくかは、それらから生じる困難をも含め、その時々々の社会的条件によって左右されるから、経験的に検討されるべき問題である。こうした問題を中心として、学生の関心にしたいが選取されたテーマについて、博士論文の完成に向けて指導する。</p>				
<p>教科書</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>文献の量と質、資料収集力</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p>				
<p>授業計画</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 小林 学			
<p>本科目のねらい</p> <p>民事訴訟やADRなどを中心とした民事手続法にかかわる法域、または、弁護士、司法書士、行政書士などのリーガル・プロフェッション論を中心とした司法アクセス (Access to Justice) の分野において、充実した知見を身につけ、主体的な問題意識に裏付けされたオリジナリティーのある研究を遂行する能力の涵養および博士 (課程) 論文の作成をめざす。</p>				
<p>教科書</p> <p>開講時に指示する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>開講時に指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>平常点による。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>外国語 (とりわけ英語) 文献の読解能力</p>				
<p>授業計画</p> <p>第1回 研究テーマと研究計画の確認・再調整</p> <p>第2回 博士論文の構成</p> <p>第3回 内外の先行研究論文の収集および分析・検討 (1)</p> <p>第4回 内外の先行研究論文の収集および分析・検討 (2)</p> <p>第5回 内外の先行研究論文の収集および分析・検討 (3)</p> <p>第6回 内外の先行研究論文の収集および分析・検討 (4)</p> <p>第7回 博士論文執筆指導 (1)</p> <p>第8回 博士論文執筆指導 (2)</p> <p>第9回 博士論文執筆指導 (3)</p> <p>第10回 博士論文執筆指導 (4)</p> <p>第11回 博士論文執筆指導 (5)</p> <p>第12回 博士論文執筆指導 (6)</p> <p>第13回 博士論文執筆指導 (7)</p> <p>第14回 博士論文執筆指導 (8)</p> <p>第15回 つぎのステージに向けた総括</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 竹内明世			
<p>本科目のねらい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 博士論文を執筆する。 2 各自の研究成果を社会において実践する。 				
<p>教科書</p> <p>各自が基本書としているもの</p>				
<p>参考文献</p> <p>随時指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>毎回授業の最後に理解度を確認するテストを実施し、80点以上を合格とする。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>身につけた知識を口頭および書面で表現する力をつけたい。 したがって、授業中の積極的な発言および提出物の作成を厭わない学生を望む。</p>				
<p>授業計画</p> <p>各自が博士論文の中で取り上げる判例や論点、外国法等についての研究報告を行なう。 1週間に1テーマを研究報告するペースが望ましい。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 竹村典良			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰと同じ方針のもとで、引き続き、現代社会において複雑多様化する犯罪現象を捕捉する方法、及び、これらの処理過程に随伴する諸問題、制裁のあり方を分析する方法に関して研究指導する。個別現象あるいは大量現象として犯罪を捉え、その原因を解明し、その対策を立てるという従来の方法の問題点・限界を明らかにするとともに、犯罪者と刑事司法機関との相互作用の中で、犯罪・刑罰・予防の問題を抱え、さらに、これに被害者、マスコミ、一般市民等の事件関係者を加えて、犯罪・刑罰・予防問題をトータルに認識し実践する構成的犯罪学の方法にならって新たな犯罪学の可能性を探求する。要素還元論、決定論と確率論の完全分離、主観と客観の対立等の近代科学の方法基盤を超越することを標榜して、「複雑系の犯罪学」を展開することが可能となるための基盤を構築する。これらを前提として、刑事政策・犯罪学のパラダイム転換を追跡し、犯罪と刑罰、及び、社会統制に関するエピステモロジーを展開するための研究指導を行う。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Critical Criminology at the Edge: Postmodern Perspectives, Integration and Applications</p> <p>著者：D.Milovanovic 出版社：Criminal Justice Press</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：The International Library of Criminology, Criminal Justice and Penology, Series I and II</p> <p>著者：David Nelken et al.(eds.) 出版社：Ashgate</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業時における意見交換の内容及び学期末の研究結果レポート</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>真摯な態度で研究に勤しむこと</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Critical analyses in law, criminology and social justice 2. Chaos theory 3. Discourse analysis 4. Catastrophe theory 5. Edgework 6. Peacemaking criminology 7. Constitutive criminology 8. Complexity criminology 9. Crime, criminology and epistemology 10. Epistemology of theory testing in criminology 11～15. Presentations of research results by participants 				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 出口雄一			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰに引き続き、近現代史を主な対象とする法史学研究を念頭に置き、各人が抱いた問題設定に基づいて専門的な知見を育み、法について歴史的に考えることにどのような意味があるのかを履修者自身に深く考えてもらうことを目的とする。</p>				
<p>教科書</p> <p>特に指定しない。</p>				
<p>参考文献</p> <p>履修者の関心に応じて適宜指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>演習への参加姿勢により総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>実定法学はもとより、隣接する社会科学への広い関心を持つ学生を期待する。</p>				
<p>授業計画</p> <p>履修者と相談の上設定した課題図書の内容を基本形式とするが、適宜調整を行う。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 原 千砂子			
<p>本科目のねらい</p> <p>私たちがいま生きている現実と強く関わる政治学のトピックを取り上げ、その歴史的・思想的背景を探り、理解を深めることを目的とする。本年度後期は、民主制における政治的アクションの問題をテーマとし、ウォールストリート占拠の思想的支柱である社会人類学者・アナキスト思想家/活動家であるデーヴィッド・グレイバーの著作を読む。</p>				
<p>教科書</p> <p>Graeber, David, <i>The Democracy Project</i> (Penguin, 2014)</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業内で指示する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への参加態度、報告の内容等により総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>憲法および政治学の素養があり、英語および日本語の文献を読みこなすことができること。</p>				
<p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 The Beginning Is Near 2 Why Did It Work? 3 “The Mob Begin to Think and to Reason”: The covert History of Democracy 4 How Change Happens 				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 ペ・マ・ギヤル ^o			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本は福沢諭吉の脱亜入欧以来そのまま振り向く暇もないまま戦争に巻き込まれ、戦後は経済復興に勤しんで来た。アジアと言えば中国・韓国・東南アジアぐらいしか眼中になく、中央及び南アジアを軽視して来た。しかし冷戦構造の崩壊とソ連の解体でアジアの地政学は大きく変わった。本講座はこの地域に重点を置き、専門家を育つことを狙いとしている。</p>				
<p>教科書</p> <p>なし</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜に選択する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>指示した本を読み、レポートをまとめ議論をして、又小論文を課して評価する。最終的には博士論文の完成で評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>教員とよくつきあうこと。</p>				
<p>授業計画</p> <p>1, 2年次は本をたくさん読み、学会などに参加してもらおう。又、勉強を行う。3年次は論文に集中してもらおう。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 升 信夫			
<p>本科目のねらい</p> <p>近年、グローバル化の進展の中で、国家、市場、市民社会の関係、また境界領域での諸活動は変化しつつある。例えば、企業のCSR、第三セクターなどの social enterprise、私的領域での social business, social entrepreneur 等々の多彩、多様な諸活動が現在生まれているが、従来の認識の枠組みを用いると、これらすべてを視野に入れて捉えることは難しい。</p> <p>そこで後期は institutionalism をテーマとする。</p>				
<p>教科書</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>参考文献</p> <p>適宜指定する。</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>出席と報告を総合的に判断する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>英語が読めること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>まずは、The Oxford Handbook of Political Institutions から幾つか論文を抜粋して輪読する。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 宮島里史			
<p>本科目のねらい</p> <p>日本とアメリカ合衆国の刑事手続について知悉していることを前提として、合衆国最高裁がこれまでに下した判例(憲法・刑事訴訟に関するもの)を読み、重要な問題についてどのような争いがあり、それに対してどのように判断しているかを理解した上で、履修生が更に法理論を構成・発展させる能力を付けることをねらいとしている。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Modern Criminal Procedure 著者：LaFaebe, Israel, etc. 出版社：West Pub. Co. 及び合衆国最高裁判例</p>				
<p>参考文献</p> <p>なし</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>平常点(出席及び授業中の発言とその内容)を 30%、レポートを 70%として、合計 100%で成績をつける。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>日本とアメリカ合衆国の刑事手続を理解し、かつ英文を正確に読む力を持っていること。履修の可否を決する上で、刑訴と英訳の試験を行う。履修を希望する学生は、3月中に必ず miyajima@toin.ac.jp に連絡をすること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>証拠法の分野を除き、上記 Modern Criminal Procedure の中に含まれている項目の中から、履修生が関心を持っている点について、読んでいく。主な項目は次のようなものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ Privacy の保障と縮減された privacy (職務質問、所持品検査、etc) ☆ 身柄拘束、捜索押収 ☆ 取調 ☆ 排除法則 ☆ Adversary System ☆ 二重危険禁止 <p>など。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 森 保憲			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰと同じ。</p>				
<p>教科書</p> <p>受講者と相談のうえ決定する</p>				
<p>参考文献</p> <p>授業中にその都度指示する</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への参加の積極性等、平常点で評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>「研究指導Ⅱ」とセットで受講すること。</p>				
<p>授業計画</p> <p>受講者の研究計画に合わせて、受講者と相談のうえ授業内容を決定する。</p>				

科目名	研究指導Ⅱ (Special Research Ⅱ)			各後期
単位数	各2	必修	授業クラス	法学専攻1年次・2年次・3年次
担当者名	教授 山口裕博			
<p>本科目のねらい</p> <p>研究指導Ⅰにおけるのと同じ指導方針により、イギリス法とアメリカ法についての研究を深化させていく。</p> <p>わが国の法制度が、明治以降に大陸法と英米法の継受により形成されたため、両法系が複雑に混在する比較法的にも特異な構造をなしていること、および法律実務においても英米法に直接係わりを持つ法的紛争が多発していることから、法的問題の解決を行う際には英米法に対する深い洞察の必要性が不可欠である。このため、いかなる法分野における法学研究においても、従来の研究が焦点を当てているドイツ法・フランス法と日本法と比較にとどまらず、英米法との比較にも配慮を欠くことはできない。さらに、イギリス法とアメリカ法が同じ法系に属するとしても、両者の間にはさまざまな要因により相違点も多く、イギリス法についてはヨーロッパ法の中に組み込まれる過程にあるので、法系を超えた動きについても注意を払う必要がある。</p> <p>ここでは、英米法における法体系・社会制度・法的思考等コアの部分に関する受講生の基本的な知識を前提に、英米私法の核心部分である契約法、不法行為法、および信託法につき、英米判例法主義の特色、日本法における英米法に根ざした法制度および法思考についての理解を徹底され、実定法レベルにおいて日本法との比較を行うとともに、アメリカ法におけるダイナミックな動きを、契約法の新たな展開について検討していく。</p>				
<p>教科書</p> <p>書名：Contracts：Law in Action(3d) Volume I: The Introductory Course – Introduction 著者：Stewart Macaulay, John Kidwell, William C. Whitford 出版社：Lexis Nexis (2010年)</p> <p>書名：Contracts: Law in Action (3d), Volume II: The Advanced Course 著者：Stewart Macaulay, John Kidwell, William C. Whitford 出版社：Lexis Nexis (2011年)</p>				
<p>参考文献</p> <p>書名：The Law of Contract 1670-1870 著者：Warren Swain 出版社：Cambridge University Press (2015年)</p>				
<p>成績評価の方法と基準 (必須項目)</p> <p>授業への取り組みと期末に提出して貰うレポートにより総合的に評価する。</p>				
<p>履修条件 (学生への要望)</p> <p>スチュアート・マコーレー著、山口裕博訳「新リーガルリアリズム対旧リーガルリアリズム(1)(2)・完『昔は良かったね』」桐蔭法学第13巻第1号59頁～90頁(2006年7月)、及び桐蔭法学第13巻第2号167頁～202頁(2007年2月)を事前に読んでおいて下さい。</p>				
<p>授業計画</p> <p>具体的な研究指導の進め方は、受講生の問題意識に基づくテーマの選定を行った上で、資料収集と分析に側面から助言し、論文作成の段階的ごとに助言と課題を指示し、学位論文に値するものの完成を目指していく。</p>				